

会長	局長					

(様式第1号)

令和 年 月 日

社会福祉法人甲佐町社会福祉協議会

会長 奥名 克美 様

借用者住所

借用者氏名

㊞

電話番号

甲佐町社会福祉協議会車椅子借用申請書

下記のとおり車椅子の借用について申請いたします。

なお、承認の上は、甲佐町社会福祉協議会車椅子貸出事業実施要綱を厳守し、使用に関する一切の責任を負います。

記

利用者氏名		生年月日	年 月 日生
利用者住所			
借用理由			
借用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
連絡先氏名		電話番号	
担当民生委員	氏名		㊞

貸出担当者		返却日	令和 年 月 日
車椅子 No.		返却確認者	

甲佐町社会福祉協議会車椅子貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人甲佐町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）が所有整備している車椅子を貸し出しすることにより、甲佐町民が日常生活活動に必要な支援を行うことを目的とする。

(貸出対象)

第2条 次の各号に掲げる場合に車椅子の貸し出しを行う。

- (1) 疾病や怪我等の短期間に車椅子を必要とする者
- (2) 地域福祉向上を目的とした事業及び行事
- (3) その他甲佐町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合

(貸出方法)

第3条 車椅子を貸し出す場合は、車椅子借用申請書（様式第1号）に必要な事項を記入のうえ、あらかじめ申請するものとする。

(貸出期間)

第4条 車椅子の貸出期間は最長3ヶ月以内とする。但し、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。但し、貸し出しを受けている期間の衛生保守に係る経費及び修理に要する経費は利用者が負担しなければならない。

(他法優先)

第6条 車椅子の利用者が、他の法律等によりその便宜が受けられる場合は他法を優先するものとし、車椅子の貸し出しは行わない。ただし、他法の手続きに時間がかかる場合は、その期間について貸し出しを行うものとする。

(車椅子の使用)

第7条 利用者は、借り受けた車椅子について借用期間を厳守するとともに車椅子の使用について十分注意し、車椅子の搬送は借用者の責任において行う。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、車椅子を適正に管理し、故障等が生じた場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 利用者は、車椅子を目的に反して使用してはならない。
- 3 利用者は、車椅子を他人に再貸与、譲渡、または担保に供してはならない。

(損害賠償)

第9条 会長は、利用者が車椅子を破損、紛失等が生じた場合は、原則として借用者がその損害を賠償するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。